

【司会：瀧澤】

福井先生、ありがとうございました。大変に納得できるお話もありましたし、依然としてよく理解し難い問題もかなりあったのではないかなというふうに思います。そこで質疑応答ということになるわけですが、色々あると思いますので、恐縮ですが、皆様方かなり多くの方が共通的にお持ちであろうと思われる質問を、ひとつ私の方から、まとめてさしていただきたいというふうに思います。2点ほどです。

1 つは福井先生にお伺いしたいんですが、規制改革の委員会の審議のあり方の問題なんですが、規制改革の答申の文書から見ますと、非常に実態に基づいた政策議論がどのくらい行われていたのかと。先生は色々とお造詣も深くて、お話もございましたが、委員会としてどのくらい議論が行われたのか。そう思いますのは、答申の文書を読みますと、市場原理を中心とした観念的な議論がそのまま結論に結びついている、という文書が非常に多いんですね。1 つ申しますと、設置規制の準則化、設置の自由化というのがあります。規制改革、総合規制改革委員会の第一次答申で、学科は全部届け出てよろしいと、ほとんど自由化という答申がありますが、それを導く理論は、要するに参入規制をやめて、競争的な環境を作ると、それによって、教育研究は活性化すると質の向上がもたらされるということが書いてある。それから、現状の認識としては、設置審査というのが大学の自主的な工夫を阻害しているということなんですね。これは言うなればその競争原理が働けば万事 OK であるということが答申では書いてあるということしか私はこれは理解できないわけです。一方で、あの競争の原理というのが非常に有用な働きをするという点があることは十分に理解しているつもりであります。どんなことでもプラス面があればマイナス面もあるわけですし、競争原理にもやっぱりマイナス面があるんだと思います。その設置の自由化ということに関して申し上げれば、今、質の保証ということが大変に問題です。国際的にも大変に大きな課題になっております。ところが、今の日本の状況はどうかと言いますと、設置が非常に自由化され、自由化という段階ではまだ言う段階ではないかもしれませんが、簡易な手続、ほとんど届け出で済むようになってきていると。一方で、その事前

規制から事後チェックということで第三者評価っていうのを立ち上げたわけですが、こちらの方はまだ十分な力を持っていない。これからもどのくらいこれが有効に働くようになるのに年限がかかるか、よく分からない状態です。そういうことで、その設置認可の方はほとんど力を失いつつあって、第三者評価、事後チェックの方は、大変に難しい状況がしばらく続くと。今、質の保証のシステムというのは、我国では崩壊しかけているような気がするわけです。こういう問題について、議論をなさっているのか、あるいはこれについて、また別の考えがあるのかという疑問を持たざるをえないわけです。株式会社の参入についても同じことなんですが、要するに主体の多様化、それによる、消費者の選択の拡大、主体間の競争、それによって質が向上するということであります。要するに市場原理、競争原理が働けば、万事それがよろしいということなんです。実態の議論、実態のマイナス面の議論というのがなければ、いけないし、それについてどういう考え方があるかということは何うと、私たちが安心できる面があるんですが、その辺についての規制改革委員会等の様子、というのを少し教えていただければというふうに思います。

それからついでにもう1点、少し具体的なことなんですが、規制、設置認可の自由化ですね。これの問題、非常にドラスチックな改革案っていうのが出されていたわけですが、一番最初の民間、規制改革・民間解放推進会議ですか、一次答申の追加答申を拝見しますと、設置認可というのは非常に大事だということが書いてあって、その仕組みを検討すべきだというふうに出ております。これは少し、設置認可というものを事前規制はやめるという方向だけではない、少し規制改革の考え方が変化したのかなというふうに感じるんですが、その辺はどうなんでしょうか。それから、パウチャーについては、規制改革の委員会としてはどうお考えになっておられるのか。先生のお考えはよく分かったんですが、規制改革のこれも民間開放推進会議の一次答申では色々議論があるからこれは検討するというふうに書いてある。前のそれまでの調子とは少し違う、検討事項だと私も役人の経験がありまして、検討するというのはいやらないということであるという通説もあるくらいで、検討するというのはどういうことで

あるのかなというふうな感じが致します。その辺の推進会議の問題ですが、少しお教えいただければというふうに思います。

【福井】

ご質問ありがとうございます。まず 1 点目の規制改革会議での審議に当たって、どの程度実態等を考慮しているのか、ということです。相手方のご了解なり、あるいはかなり突っ込んだ一種の経営実態に迫るお話なども含んでいるので、全部が全部、議事録公開ができていないんですけれども、例えば、最近でも大体 10 日から 2 週間に 1 回ぐらいの割合で、徹底的に現場の専門家のヒヤリングを行っております。各種答申等についても、我々の知識が足りないところについては、大学、小中高校それぞれの関係者、教育学者、あるいはそれだけではなくて、財界人、あるいは教育行政の経験者等、我々の主張に関する実態について、過不足のない情報を集められる程度の、識者ヒヤリングを徹底的に行っておりまして、かなりの程度、そういった方々の事実認識などと、齟齬をきたさないような答申を書くように努めております。

そういう意味で、決してペーパーだけから作った答申ではございません。こういった考え方が現実にワークしそうかどうか、というシミュレーションもかなり慎重に検討しながら作っているものでございまして、個別に御疑問があれば、ぜひ提示いただきたいと思っております。

いずれにせよ、かなりの程度、まさにおっしゃったような批判を予測して、できるだけそれに答えられるようにしようという、慎重な手続をとって、今に至っております。

具体的なお指摘ですが、まず 1 点目の設置の自由化、学科の自由化について、それが競争で質の向上をもたらすという単純な原理ではないかというご指摘です。これは基本的には市場の失敗の、いわば割合基本的な応用なんですけれども、競争によって、例えばさっき申し上げたような情報の非対称によって、競争が多少あったとしても、生産者、この場合でいうと、学校の情報が全く分からないままで、ただ競争が激化しても、ひょっとしたら教員の口先が上手いだけで内容がひどい学校が人気を博するか

もしれない。悪徳建築業者が劣等中古住宅で儲けるのと同じようなことが起こるかもしれない。こういう時にはやはり、政府がちゃんと介入しないとイケない。政府が規制でもって、品質の不開示はダメだという消費者保護的な意味での介入は、教育かどうかを問わず全部必要なわけです。しかし、情報の非対称がない場合、すなわちちゃんと情報が開示されていて、しかも何かそのサービスの提供で、他に迷惑を被る第三者がいなければ、その理由での介入は許されない。仮にそういう人がいるような場合は気を付けないとイケないわけですが、そういうものが、ちゃんとコントロールされている。すなわち、基本的に供給者が増えることで、他の誰かが迷惑を被らないというような環境が整っているときには、供給の増大は基本的に供給者間での創意工夫による品質の向上と価格の低下をもたらすという一般即については、もちろん個別に例外はありますけれども、大数観察の世界では確実に成り立つことです。

実際に諸外国の例があります。大学に限らず、教育機関で競争原理が導入されたところで、教育の質が落ちたりとか、あるいは悪徳教育業者がはびこったりというところは、今までのところ、報告されておきませんので、かなりの程度この一般即が成り立つことに信頼を置いて差し支えない、というのが我々の発想です。日本で本当に大丈夫かという心配は分かるんですけども、でも、何ごともしやってみないと分からないというところがありますから、それが社会実験として行われているのが構造改革特区なのです。

マイナス面として例えば質の問題は本当に大丈夫か、というご懸念があり、これも誠にごもっともなご懸念だと思います。今おっしゃいましたように、大学等についても設置が自由化されて、入口がかなりフリーパスに近くなった反面、パフォーマンスについては第三者評価が入ってきている。第三者評価が必ずしも機能していないのではないかというご指摘ですが、このご認識は私も同感です。今の大学に限らずですが、学校の質の担保の仕方については、設置自由化プラス第三者評価という、この組合せはよろしくないと思っています。どうよろしくないか。まず前半の方の設置の自由化のところは、それ自体はそんなに問題がないと思うんですね。基本的にはどういうこ

とをどうやってやります、それは例えば、どういう年限で、どういう効果を期待してやります、ということは明らかにしていただくことが前提です。例えば、教師はどうだ、カリキュラムはどうだ、ということは、包み隠さず完全に学生に共有できる情報として提供されていて、それが意味不明でなくて、説明もついていて、欺くところも過剰過大な評価も何もない。こういう情報公開とセットで設置が自由化されていることには意味があると思います。しかし、その点が不十分なままなのに、今の大学評価機構その他の政府機関が関与した第三者評価と呼ばれるものに対しては、基本的に懐疑的です。なぜならば、第三者評価のその第三者たる専門家などが、消費者であるところの生徒や学生の利害を代弁している、という保証が全くないからです。実際にこれも皆さんの大学でも、色々な評価を経験されたところもあると思われかもしれませんが、例えば、あらかじめ自ら定めた目標の達成度が中間評価で試されるんですね。その達成度が基本的にはランク付けのポイントになる。これを聞いて思いますのは、当初の目標を高く設定しすぎるとまずい、ということですね。目標をできるだけ低めに設定しておく、達成度は高くなって、いいポイントが得られやすい。こういう類のことが、一事が万事でいっぱいあるんです。確か、私自身、大学に入ったばかりの教養課程の体育の授業で、垂直とびについてテストがありました。学期の最初に飛んだ高さ、学期の終わりに飛んだ高さとを比べるんです。入学したばかりのウブな学生は学期の最初に必死に飛ぶんですね。私はたまたま悪い先輩が「最初は飛ぶなよ」って教えてくれていたんで、あまり飛ばなかったんですけども、必死に飛んだ人は、その後3カ月や4カ月たったとしても全然飛んだ高さなどアップしないわけです。それで、私のように、最初は控え目に飛んでおいて、学期の終わりだけ一生懸命飛ぶと、すごくいい成績がつくのです。これに似てますね。今の評価のやり方は。こういう手法は望ましくない。基本的に公的に認証された機関が大学を評価することを過大視すべきではない。あってもいいけれども、あんまり当てにしちゃいけない。なぜなら、あれだけ一流学生、研究者を輩出している、アメリカの大学ではこんな制度はない。公的に認証された評価機関が大学を格付けするとか、その評価が何か予算や交付金に

影響するなどという仕組みは、米国には絶無です。一体どこの真似をしたのか、私もよく知らないのです。アメリカの大学は、徹底的な情報開示と品質管理を厳重に強いられているし、実践しているわけです。特に一流大学では。なぜか。民間の雑誌社などが、例えば大学について理工系トップテンとか、ロースクールトップいくつとか、あるいは総合評価ではどの程度、学生に手厚い大学トップランキング、あるいは研究業績の高い大学トップ、というようなランキングを年に1回ぐらい、年鑑のような形にして公表するんです。この雑誌社などが、何か政府の認証を受けているかという、そんなことは一切ないのです。勝手に出しているんです。民間が。いい評価を得られない大学では本当に学生が逃げますから、例えば学生の質問にきちんと応えないなどという大学が判明すると、評価も、学生人気もガタ落ちになります。民間の雑誌社の年鑑の求めに応じた情報提供に対しても、必死に大学は対応して、例えば学生1人当たり図書館面積蔵書数がどれだけだとか、ノーベル賞をもらった先生が、学生1人当たりで何人いるか、など、見事に事細かな本質的情報が、その雑誌の中に詰まっているんですね。これを見れば、高校生、中学生などが、大学について、どの程度研究重視か、教育重視か、あるいは教育には手厚いのか、芸術重視なのか、理数系重視なのか、などということがたちどころに分かる。しかも、そこで悪い評価をされたら大学の存亡にかかわりますから、お互い緊張感もあり、虚偽の事実は書かれていない。しかも全く裁量性がない客観的な事実のみで事実が示されています。トップいくつなどの判定にも、算式があるわけです。だから鉛筆をなめる要素がないし、評価のプレゼンが上手いかどうかなどという、日本では競争的資金の選抜インタビューなどで決定的な要素となりかねませんが、そういうこともない。誰か権力者が決めるわけではない。だけど当てになるから皆使うというのが実態です。

レストランでいうと、フランスのミシュランというタイヤ会社が出している、1つ星、2つ星、3つ星と分けた匿名審査委員によるレストランガイドと同じです。一民間が何の権限にも基づかずに出すガイドブックが最も高い権威を実際には持っているという皮肉な結果が起こっているわけです。日本の大学でも同じことができないはずは

ないと思います。私は、徹底した情報開示を図ること、情報の客観的な集積に誰でもアクセスできて、それを解釈ができるようにすること、この意味での評価制度を確立することに加え、大学の設置の自由と相まっていないと、確実に質の低下がもたらされると思っています。

それから、設置認可が大事だという答申の項目があったことが事前規制をやめる方向という規制会議の方向と矛盾しているのではないかというご指摘についてです。これはそういうわけでもございません。設置認可については本来、できるだけ緩和した方がいいというのは、規制会議自体でも基本スタンスなんです。ただ、設置認可のプロセスが分かりにくいのです。今の設置認可では、特に教員審査に色々と問題があります。なぜA教員はマル合なのか、B教員は合なのか、などですが、その理由が必ずしも分からない部分があるんです。業績審査をやりますね。大学院の新設などで。この時の基準がはっきりしないのに対して、もうちょっと明確にして欲しい、できるだけ審議過程を情報開示して欲しい、というのが規制会議の要望です。これは認可の手続がある以上、それはフェアで透明でないといけないという趣旨の指摘ですが、一方で、認可で、本当に合やマル合などというような個別教員審査にさほど意味があるか、というと、ここについては懐疑的です。ですからむしろ、先生についてもアメリカでやっているような年報の中で示されている、例えば、論文の引用回数何十回、何百回の先生が何名いるとか、ノーベル賞を取っている先生が何学で何人いるなどという方が、多分当てになると思うんですね。

最後のバウチャーについての会議の見解ですが、今ところまだ検討で留まっているんですが、これもご承知のように12月の答申というのは、規制会議だけでは勝手に書けないという慣行になっておりまして、教育に関する部分ですと文部科学省と調整がついた文言しか書けない。なぜなら、答申直後にその答申を内閣として最大限尊重するという閣議決定をやるんです。ということは、最大限尊重したくない事項については書かせてもらえないという、法的物理的制約があるのです。本当は我々は、バウチャーを導入すると書きたかったんですが、文科省と必ずしもそこまでは煮詰まってな

かったために書けず、「検討」になった。ただ、この場合の検討は、普通の官庁用語の「検討」と違いまして、先延ばしにするというだけじゃなくて、本当に文部科学省自身も今年度からバウチャーの検討会を設けて、まさに今月から実際の検討を始めています。基本的には何らかの成果を得ようという方向ではあるものの、どういう結論になるかはまだわかりません。何らかバウチャーについて、一定の勉強の俎上には乗ろうということで先方でも検討を始められていますので、かなり時代は変わったと認識しています。一昔前というか、まだ1年ぐらい前はバウチャーというだけで、文部科学省の幹部の皆さん方と議論をすると、もう身の毛がよだつというに近い扱いを受けていたわけですが、最近はそうでもないですね。バウチャーについてもやっぱり勉強が必要だというスタンスで、協力しながら勉強しているところもございます。以上です。

【司会：瀧澤】

ありがとうございました。まだお伺いしたいことが色々あるんですが、皆様方から、ひとつどの部分でも結構ですが、ご質問してください。いかがでしょうか。

じゃ、考えていただいる間にもう1つ、すみません。自由化のマイナス面の議論。色々規制改革の委員会の方でも議論していただいているということで、その点は理解致しましたが、もう1つお伺いしたいと思いますのは、やはり設置の自由化と関連致しまして、その後の今の事情、状況というのは、18歳人口が減って、需要がどんどん減っている時代に、大学の設置というのはどんどん進んできているというのが最近の状況であります。最近、10年ぐらいの間に130校ぐらい増えたんでしょうか、大学が。一方では短大が若干減っているということがありますが、それで以前は、新設大学・学部っていうのは大体人気があったんですね。ところが最近では新設大学・学部っていうのはどうも危ないというように思われる傾向もあるようです。そういうことで、需要減の時代にも拘らず、どんどん大学が増えるということは、外国の研究者なんかもどうということかというように、疑問に思ったりしているようですが、最近の新聞のア

ンケートにもありましたように、今後大学の破綻が非常に増えてくるだろうということが心配されている状況であります。自由化の反面で色々マイナス面が出てくるわけですが、大学の破綻というのは、これは市場原理でやむを得ない、それはセーフティネット等の問題で何とか対応していくんだと、いうことかもしれませんが、やはりそれだけで済むことではないので、大学という機関はやはりある程度の安定性がないと、学生も非常に不幸な目に遭うわけですから、安定性というのは全然考えないというのはちょっと理解できないことです。今までの学校法人の制度に致しましても、やはり安定性というのをかなり念頭に置いた制度設計になっていたと思います。そういう意味で、今のこういう状況というのは、競争の1つのマイナス面だというふうに思うんですが、そのへんはどういうふうにご判断になっているのか、ちょっとお伺いできれば、と思います。

【福井】

はい。私も設置された大学がそんな簡単に潰れる仕組み、状況は決してよくないという点で、全く問題意識は共通です。ただ、読みの甘い大学、いわば後々ちゃんと学生を獲得し続けられる見込みがないのに新設された大学も結構実際上あるわけですね。なぜかという、自己責任原則が徹底していないから、そういうことが起きる。いわばモラルハザードっていいですか、公的な支援にフリーライドする、今の私学助成の仕組みや、設置認可の仕組みにフリーライドしてしまって、差し当たり作ってしまった方が得だという側面があるんですね。要するに一定の設立要件を満たしたときに、機関補助の形で一定金額が、必ず機関たる新設大学などにもかなりの額で降ってきますので、それを考えると、学生の利益というよりは、学校経営的な利害で見れば、作ってしまった方が、学生の将来には必ずしもメリットがなくても、大学機関にとっては意味がある、という場合がかなり起こりうる。昨今の破綻、ないしは破綻が予測されるような大学は、そういうケースに近かったのではないかと認識しています。もともと完全に破綻させるようなことがあったら、学校法人の理事やあるいは理事長がき

ちんと責任を負わないといけない。出資した学校法人の基金も、これは解散のときに戻ってくる建前ではなく、解散したらどこかに帰属することになっているそうですが、こういった出資も無に帰るとか、あるいは私財追求までありうるということになっていると相当の緊張感が生じます。株式会社におけるように、失敗をしたら株主代表訴訟で、途方もなく巨額の個人的な弁済を負わないといけないといった緊張感がないと、質が悪くても助成目当てで過剰な参入が起きてしまう。自己責任原則を徹底すれば、自ずと勝算もないのに入ってくる大学は、随分少なくなるのではないかと予測しています。

【司会：瀧澤】

今の続きですが、高等教育計画ということについてどのようにお考えになっているのでしょうか。全然計画性のない大学行政が行われている例というのは、欧米諸国にあまりないんだと思いますね。イギリスでもロンンビス報告とか、最近のデアリング報告であるとか、全体像を描いて、予算措置を考えている。アメリカでもカリフォルニアのマスタープランというのは有名ですが、きちんとした全体計画を描き、将来の見通しを立てている。日本の場合は、7割以上が私学で占めている状態ですから、私学の問題を抜きにして、高等教育のあり方は考えられないわけですが、その私学のその将来計画というものは何もないわけですね。それで、一時、昭和50年以降、計画性というのを正面に出した時代があったわけです。この時には、急増期を通じて、色々積み重なった問題をある程度解決しようということで、大都市の集中を是正するとか、あるいは定員の詰め込みを改善するとか、そういう施策が行われ、貸の改善の成果も出ていたというように思います。そういうことは一切不必要高等教育については、市場任せで、計画性というのは一切不要であるというお考えの答申なのかどうか。そのへんは、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

【福井】

大学のどういう学科が将来何人ぐらい必要かっていうようなことですね。これについては結局、今までの文部科学行政 100 年間で失敗に次ぐ失敗を重ねてきた、というのが、恐らく私だけじゃなく大方の評価じゃないでしょうか。なんで、農学部の定員が今の日本で明治時代同様に沢山いるんでしょうか。造船学科に今みたいな定員がいるんでしょうか。これらは将来大事だということで、明治の富国強兵時代などにできた学科とか講座が、今もほとんどそのまま残っているわけですね。やっぱり時代にあわなくなっている。けれども、いったん出来上がると、その学問分野ごとに一種のギルドが形成されますから、なかなか再編成がなされにくい。これは、大学人、特に内部で改革に取り組んでいる方の多くは、かなりの程度感じられておられることですね。結局のところ、どういう学科なり、カリキュラムなりが、どれだけ社会で必要とされるかについて、神様ならぬ人間が計画をして予測するということは、どだい不可能だと思いますから、そういう観点に関する計画など、私は作るべきでないと思っています。恐らく規制会議の他の委員のメンバーも同じ考えだと思います。

実際にアメリカでは、例えばアイビーリーグを統制するなど、私立大学に関する何らかの政府統制計画は、政府主導などでは存在していません。州立大学はもちろん、州民の大学ですから、その限りでの関与はありますけれども、實際上、アメリカの大学をリードしているのは、全てプライベートユニバーシティです。州立大学のパフォーマンスは全般的には低い。もちろん一部には UCLA、ミネソタ大はじめ、一流大学はありますけれども、基本的には州立大学でなくて、アメリカの大学産業の世界的な担い手はやっぱりプライベートユニバーシティです。これらは、計画で成功しているわけじゃなくて、計画などが無いことでむしろ、全世界から優良顧客を集めているわけですから、それに学ばない手はないと私は思います。

【司会：瀧澤】

まあアメリカの場合はご承知のように 7 割が公立で 3 割が私立。日本は逆なんです

ね。日本はその私立を抜きにして、およそ全体のあり方っていうのは考えられないわけですから、そういう意味でいうと、事情は違うと思います。

【福井】

ですから、アメリカでは私立が少ないにも拘らず、全米はもちろん、全世界でもトップ業績をほぼ独占しているに近いわけです。その私立に計画がないということをして7割の日本の私立大学がどう考えるんでしょうかと、ということです。むしろ、事情は全く同じじゃないでしょうか。

【質問】

バウチャー制度についてお伺いしたいんですけども、冒頭のお話の中で、やり直しのきく社会へというようなことがありましたけれども、実際にその学校等は自由にしようというようなお話だったと思うんですけども、この使う側の学生とか生徒っていうのは、例えばその今で言う22歳未満なのかとか、あるいはやり直してということだと、別にそういう年齢は限らず、もう日本国民だったら誰でもっていう形になるとか、そこら辺の対象となる学生・生徒については、どんなような議論をされているんでしょうか。

【福井】

私は、生徒は誰でもいいと考えています。年齢あるいは国籍、男女別など一切区分なく、大学教育という実質に値する教育機関に行った人には、一律に生徒1人当たりいくらということで平等に補助金をお配りして構わないではないかという趣旨です。

【質問】

ありがとうございます。あともう1つなんですけれども、先ほどのお話の中で、奨学金の制度の改革も必要だというお話をされていたと思うんですが、米国の方だと、

かなり多様な奨学金の制度がニードベースとかメリットベースってあるっていうような形だと思うんですけども、そこら辺の部分は、具体的なその会議の中で、何かこういうふうにしてこうといったような話は出ているんでしょうか。

【福井】

まだですね。具体的に奨学金についての制度設計のドラフトまではいっておりませんけれども、内部の議論の中では、有利子の奨学金を原則形態にすべきだという議論が有力です。特に大学の場合は、バウチャーも意味はあるんですけども、有利子の奨学金、それ自体がバウチャーの補完機能を担うわけですね。学生が借りたいとき、利子はいただく代わりに、確実に貸して差し上げるというのが、一種の学生1人当たりでみた、政府保証等を通じた公的補助ですので、有利子の奨学金の充実、バウチャー制度に近づく。アメリカのような形に近づくと思っています。

もちろん、アメリカにも色々な奨学金があるようで、例えば、成績優秀者だと貸与じゃなく、あげてしまう、返済不要というものもあるようですし、利子にも色々な段階がある。あるいは大学ごとに様々な学生のチョイスをした上での奨学金もあるようですが、基本的には公的セクターが一元的に管理するんじゃない。例えば、プライベートユニバーシティであれば、その理事会、ファンド、あるいは同窓会といったような組織が独自に設けているものもある。要するに多様な学生支援システムが民間セクターにあるわけですね。そこが非常に意味のあるところだと思うんです。それぞれ優遇したい、支援したいと思う学生を自由に選んで、助けることができる。こういう多様性が日本でももっと育ってもいいというイメージを持っています。

【質問】

ありがとうございます。あともう1つだけなんですけれども、その最近その社会人の大学生とか大学院生っていうのが結構話題になっていると思うんですが、そういった人たちが払う学費に対しての、所得税の優遇とか、何かそんなようなことっていう

のは、検討ではあがないんでしょうか。例えば、職業能力をもう1回再開発したいために、大学院等に行く社会人ということを見ると、そういつてはある種こう必要経費とも考えられると思うんですね。そうした場合はやっぱり所得税からの控除っていうのは対象になるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺は何かありますでしょうか。

【福井】

もちろん、そういう考え方には十分合理性あると思います。あるいは、社会人が行く場合でもバウチャーの形で税制優遇と同等の形での補助金がいくようにすることもできます。ある程度代替的なところはあると思いますが、社会人の場合は、新卒者と多少違う社会的な意味があるので、バウチャーなり税制優遇の仕組み方については少し別意のものがあろうるかもしれませんが、同様に一定の、学生1人当たりの何らかの支援という形で色々な仕組み方があろうると思います。

【質問】

今日は色々勉強になりました。ただ、色々気になるところはあったんですけども、1つだけ、質問させていただきます。先生は今日のお話で生徒やその親による消費者主権を強調されていたと思うんですけども、その際、少なくとも自分の利益を念頭において、合理的な判断ができる経済人ということが前提になっているんじゃないかと思うんですけども、その規制改革会議でその重視されている知的弱者といいますが、低所得者とか、低学力者を重視しているとおっしゃったんですけども、そういった方が、合理的な判断ができるのかどうかというような疑問があるんですけども、その点いかがでしょうか。

【福井】

確かに本当に保護者、あるいは生徒がちゃんと判断できるのかというご心配は色々

なところでお聞きしますし、一定の理由のある懸念だと思うんですが、ただ、我々が非常に拠り所にしたいのは、先ほどもご紹介しました、アメリカでもイギリスでもそうなんですけれども、主として学校選択制とか教育バウチャーの仕組みが、特に効果を発揮した地域が、低所得者地域、あるいは低学力者集中地域なわけです。要するに、もともといわば、放っておいても合理的選択ができていて、しかも財力もある方は、今だって日本では、小中高校でいえば、公立に行かないで私立学校、特に進学校に行ってしまう。小さい頃からそういう子供たちが多くいるわけですね。所得のある人だけができていた選択行為を、むしろこのバウチャー制度や選択制の制度化によって、低所得者も行使できるようになる。それによって、低所得者地域の学力や親の満足度が上がっているというのが、我々がアクセスできる実証データで見ると、信頼のできる顕著な傾向なわけです。そう考えると、やはり低所得者地域の親達であったとしても、子どもに対してできるだけいい教育を授けてあげたいという熱意において、そんなに他の親と大きく異なるところはない。少なくとも、政府が割り当てたところや、教育委員会が割り当てた学校に行かせるよりは、彼らの選択をとりあえずは優先する方が合理的かもしれないということには、恐らく一定の理由があるというふうに考えているわけです。「論座」という朝日の月刊誌がありますが、05年12月号で、小中学校のバウチャー、学校選択制を巡っての対談に出ているんですが、ここでも似たような議論がやはりありました。杉並区の民間人校長の方などが参加しましたが、その方が、「親は要するに民度が低いから、彼らに選ばせちゃいけないんだ」とおっしゃるわけです。私は反論をしました。要するに、保護者はほとんど有権者ですね。有権者は、自分の家庭を超えて、仕事や生活全般を規律する刑罰や契約に関する法律を作る立法府の構成員を選べる人たちであるわけです。国会議員は皆、有権者が選ぶわけです。保護者は有権者として大きな権力行使、しかも国政レベルでの権力行使をしているのに、自分の子どもの通う学校すら選べないというのでは、民主主義の前提が成り立たなくなるんじゃないですか、というのが私の反論です。もちろん人によりますし、家庭にもよる。子どもを虐待したり、遺棄したりする家庭は、特に小学校中学校の年代

ではあるかもしれない。そういう親は、権力が乗り出してでも引き剥がさないといけないということは当然あり得ますけれども、一般的に言えば、そういうレベルに達しない場合については、まず一義的には親の判断や本人の判断をできるだけ尊重するのが筋でしょう。それでもし何か上手くいかないことがあれば、公的に一定の基準の下に介入していく方が、最初から一種のおためごかし、あなたのためだと言って、責任も持たないのにどこかを権力的に割り当てるよりは、国民の幸せの度合いは高まるのだと思っております。

【小出(日本私立大学協会)】

お話を色々、ありがとうございました。このたびのこの規制改革というお話の中で、私は私学の団体の職員でありますけれども、学校法人の制度につきまして、先達から色々伺ってきたことがあります。それは学校法人という制度は、世界に類例がなく、民間が公教育の分野に参入してまいりますときの、最も理想的な形のものを私学の先達が作られたという話であります。そこは自主性が基本にあり、そして公共性を大いに発揚しなくちゃならないとこういう教育組織体ということであります。規制改革ということに関連しますと、問題は学校法人の側の中に、自浄で改善をしていかなかちゃならない色々な問題もあることは事実だけれども、問題は国と学校法人の文教行政というか、文教政策というか、そのところに私は問題があって、今おっしゃられるような、地方の私立の学校の中には云々というような例を持ってして、学校法人立の私立大学、私立学校全てをこの律されるというようなお話になりますと、少しばかりこれはガテンがいかない話になってくる点がございます。ですからある意味では民間参入の教育形態の理想の形態としての学校法人というものが新たなその新規参入を阻んでおるといってお話になりますと、その行政と学校、設置形態との間のありようの問題になってくるんじゃないかっていうのが、私の感想でございます。それから、2つ目の話であります、87の国立大学とそれから国の独立行政法人の機関に対して、1兆3千億円の運営交付金が至便をされる。553の私立大学に対して、3350億でござ

いましたでしょうか、という経常費補助金がある。それは1人当たり換算すれば先ほどご紹介をいただいた、その大きな大きな格差というお話です。大学協会では、イコールフットィングではない、私学は半分自由なんだと、だから50%以内の補助を目標にするんだということで、これまでずっと考えてきたところでありました。そういう意味から、決してこの格差をこのまま諾々を受け入れているわけではなくて、現実にある機関補助としての経常費補助金もしっかりと確保いたしながら、これを改善していくという形で、着々と進めてきておるといのが、ただ今の実態でございます。色々な困難はあっても、私立のこの各大学は、困難な状況を克服しながら、学生に目線を当てた大学改革を推進中という点でございます。大半はそういう方向で動いている現実を、ご理解をいただけますように、その点に関するご支援もいただけますようにという、そんな願いを持っておるところであります。以上2点、感想を踏まえたところで、お話をさせていただきました。

【福井】

ありがとうございました。私ももちろん、ここの私大協会の加盟大学のようなところはほとんどきちんとやっていたらいいし、創意工夫に満ちた教育で、まさに国民の適切な教育に邁進されているということには何の疑いも持っておりません。ただ学校法人について、ちゃんとした経営者、ちゃんとした理事、ちゃんとした教授陣がちゃんと教育をやってくれていればいいんですけども、いくら関係者が善意でもやっぱり事故が起きることもある。株式会社に比べると、事故が起きたときの発覚確率、あるいは是正措置のところ、運用する人が不適切な対応をした場合に、何か危ない結果を回避していくための安全装置の点で不安があるわけです。だからそこはやっぱり、例えば情報開示、コンプライアンスの確保などの制度の仕組みの部分では、大半の大学には結果としては関係ないんですけども、きちんとした安全装置は、システムとしてあった方がいい、こんな問題意識です。

もう1つは、学校法人という仕組み自体の欠陥です。さっきもファイナンスについ

て、要するに社債や株式に当たるものは、学校法人が発行できないということを申し上げましたが、これは私学校法人としては、すごく不利に扱われているにほかならないと思うんです。借り入れしかできないわけですね。あるいは寄付しか受け入れられない。そうすると、施設設備拡張だとか、あるいは図書館の蔵書増大だとか、色々その学校で戦略的に投資したいときに、ものすごく資金制約があるはずですよ。外部資金調達のチャンネルはもっとたくさんあってしかるべきでしょう。その1つが、株式、あるいは、2つ目の私学助成金、まさに今お示しの数字も1.3兆円に対して3350億円、しかも単価で見れば一大学当たりむちゃくちゃ小さい。もちろん色々問題が大きいというご認識は私も全く共通ですが、やっぱり機関補助から出発して、これをイコールフットリングにせよというのは、気が遠くなる話だと思うんです。機関補助増額と言ったときには、現在の官学優位の秩序を出発点にすることになる。政治的な戦略として、あえて老婆心ながら申し上げますと、現に存在する大学の学生はほとんど私大生なわけです。国公立大学生なんてそんなにいない。OBまで考えてみてください。有権者の大卒者のほとんどは私大卒業者です。彼らの応援を得られるような私大戦略を是非とられた方がいいのではないのでしょうか。官学出身者など少数派です。力を結集すればよい。私大出身者、在籍生、あるいは在籍生の親も含めて、私立大学関係者は多い。愛校心や母校愛を皆さんお持ちなわけですから、我々の出た学校をもっとよくしたいという気持ちがあれば、まさに学生単位でちゃんとお金を配ってくれ、と主張すべきではないでしょうか。一種の政治的なプレッシャーが臨界点を越えたところで、堰を切ったようにシステムが転換する可能性がある予測しています。大学全体での予算総額はあまり変わらないかもしれませんが、総額で2兆弱という水準はそんなに大きくは増やせないかもしれないけれども、今まで安穩としていた国公立大学に取られてきた巨額の予算を私大に奪い返すチャンスは、結構手前に来ているともいえます。しかも、大学の機関として頑張っ、て、大学に寄こすお金をもっと増やせというよりは、補助金を学生一人当たりで平等にしてくれ、と堂々と主張していくことは、学生やその保護者、OB達にとっても、決して魅力的でない提案にはならないと思って

います。老婆心ながらご提案申し上げます。

【司会：瀧澤】

色々ありがとうございました。もう時間が来ておるんですが、是非というのが、ご質問ございましたら、もうお一方くらい、いいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それではありがとうございました。福井先生には色々、規制改革の問題で私ども十分に理解していない点につきまして、懇切にお話をいただきまして、ありがとうございました。よく勉強をしていきたいと思えます。

【福井】

ひと言補足です。基本的にある程度趣旨をご理解いただけたと思うんですが、私自身は国立大学の出身ですし、今所属しているところも国立大学ですが、法人形式も含め、国立大学のこれまでの形はあまりよろしくないと思っています。私大と比べての極端な優位性を放棄して完全に私大と対等の位置付けとし、国立大学も、例えば学校法人やさらに株式会社になってもかまわないと考えますし、それでちゃんとやっていけるようでなかったら、アメリカの大学とは肩を並べられない。基本的に私は、プライベートセクターたる学校法人、皆さんの大学のような組織の応援団のつもりです。そこはぜひ誤解のないようお願いしたいと思います。私大協会がますます発展されていくような環境を整えるために、規制改革でも頑張っているというつもりですので、密に連携していければと念じています。

【司会：瀧澤】

それでは福井先生、ありがとうございました。